

米原市教育委員会規則第5号

米原市立小中学校の在り方検討委員会規則をここに制定する。

令和8年6月1日

米原市教育長

米原市立小中学校の在り方検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米原市付属機関設置条例（平成28年条例第3号）第2条の規定により設置する米原市立小中学校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員長および副委員長)

第2条 委員会に、委員長および副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

(会議の招集)

2 米原市付属機関設置条例第4条第2項に規定する委嘱または任命後初めて開かれる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。